

政策会議付議事案書（令和元年10月16日）

提案課名 財政課

報告者名 岩淵 哲朗

<p>事案名</p>	<p>令和2年度（2020年度）予算編成方針について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和2年度予算を編成するに当たり、次の3点を内容とした予算編成方針を作成し、全庁的に示し、かつ、徹底することにより、円滑な編成作業を行うものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 2 予算編成に当たっての基本方針 3 予算編成の基本的注意事項 	
<p>経過等</p>	<p>令和元年5月 総合計画の財政推計について関係各課に照会 同年7月 予算編成手法の検討、予算編成方針の作成に着手 同年8月 総合計画の財政推計の取りまとめ、総合計画ローリング 同年9月 予算編成方針（案）の作成</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>令和2年度予算編成方針を別添のとおり定めること。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政の現状 (2) 令和2年度の財政見通し（一般財源ベース） (3) 総合計画後期基本計画期間の財政見通し（一般財源ベース） 2 予算編成に当たっての基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点施策の着実な推進と予算の重点配分 「秦野みらいづくり特別枠」の継続^(*) (2) 行財政改革と公共施設再配置の推進 (3) 健全財政の維持 3 予算編成の基本的注意事項 <p>予算要求に当たっては、扶助費などの義務的経費や各特別会計への繰出金、建設事業費は、原則として、総合計画に係る財政推計値をそれぞれ上限とする。</p> <p>業務運営費は、一般財源ベースで対前年度比7%の削減目標を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般的事項 (2) 歳入増収策 (3) 歳出削減策 (4) その他の注意事項 	

	<p>(*)「秦野みらいづくり特別枠」の継続</p> <p>令和元年度予算において創設した「秦野みらいづくり特別枠」である「表丹沢魅力づくり」、「4駅周辺のにぎわい創造」及び「産業利用促進ゾーン等の整備」の3つの取組については、組織横断的な連携による相乗効果が見られるため、引き続き、予算を重点配分する。</p> <p>なお、この定量的な効果や目標値については、令和元年度における事業実施状況等を踏まえて、適宜、見直すこととする。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和元年10月16日 予算編成事務説明会の開催</p> <p>同年10月下旬 予算編成方針の公表、議会への情報提供</p> <p>同年12月中旬～ 政策部長査定の実施</p> <p>令和2年 1月中旬～ 市長査定の実施</p>

令和2年度
(2020年度)
予算編成方針(案)

令和元年10月 日

秦野市政策部財政課

目 次

1	本市の財政状況	(ページ)
(1)	財政の現状	・・・ 1
(2)	令和2年度の財政見通し(一般財源ベース)	・・・ 1
(3)	総合計画後期基本計画期間の財政見通し(一般財源ベース)	・・・ 3
2	予算編成に当たっての基本方針	
(1)	重要施策の着実な推進と予算の重点配分	・・・ 4
(2)	行財政改革と公共施設再配置の推進	・・・ 4
(3)	健全財政の維持	・・・ 5
3	予算編成の基本的注意事項	
(1)	一般的事項	・・・ 6
(2)	歳入増収策	・・・ 6
(3)	歳出削減策	・・・ 8
(4)	その他の注意事項	・・・ 10

1 本市の財政状況

(1) 財政の現状

平成30年度一般会計決算は、歳入では、景気の緩やかな回復基調を受け、個人市民税が雇用・所得などに改善が見られたことから増加したものの、固定資産税が地価の下落などの影響を受け、平成29年度に比べ、市税全体で約1億6千万円の減額となりました。

また、財政調整基金の取崩しを約16億9千万円減らしたことや、返礼割合を引き下げたふるさと寄附金が約8千万円減額したことにより、自主財源全体としては、約15億5千万円の減額となりました。

歳出では、経常的な支出を伴う物件費が約3億7千万円減額となりましたが、子育て施策の充実を図ったことなどにより、扶助費が前年度より約2億7千万円増額しており、厳しい財政状況が続いています。

これらの結果、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は95.0%となり、前年度に引き続き、改善傾向が見られますが、依然として、政策的な経費に必要な財源を安定的に確保することが難しい状況にあります。

また、財政の豊かさを表す指標の一つである財政力指数（単年度）は、平成30年度で、県内16市中下から4番目の0.895となっており、地方交付税（普通交付税）を受け入れている状態が平成21年度から続いています。

人口減少・超高齢社会において、複雑・多様化する行政需要に的確に対応し、安定した行政サービスを提供していくために、普通交付税やその振替措置としての臨時財政対策債に頼らざるを得ない本市としては、今後も国の動向を注視し、新たな財源確保に努めるとともに、行財政改革を着実に実行していく必要があります。

(2) 令和2年度の財政見通し（一般財源ベース）

ア 歳入

内閣府の月例経済報告（令和元年9月）では、景気の先行きは、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とし、政策の基本的態度として、「誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現する。また、10月の消費税率の引上

げが、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、経済財政運営に万全を期す。」としています。

一方、本市の令和2年度の財政見通しは、令和元年度当初予算と比べ、市税全体では、個人市民税について、生産年齢人口の減少傾向が続くこと、法人税について、法人税割の税率の引下げの影響を受けることなどにより、約227億円（前年度比約4億円、1.7%減）を見込んでいます。

また、財政力指数が引き続き1.0を下回ることが予測される中で、普通交付税は、26億4千万円（前年度比約2億8千万円、11.9%増）、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債は、発行可能額である19億円（前年度比約2億円、10.3%減）を見込んでいます。

したがって、財源補てんとしての財政調整基金繰入金を計上しない場合、歳入に占める一般財源は、約318億9千万円（前年度比約9億1千万円、2.7%減）になる見込みです。

イ 歳出

人件費は、職員給与費が退職者数の増により約4千万円、報酬等が会計年度任用職員制度の導入により約5千万円、全体で約9千万円、公債費は、近年の市債借入れにおけるプライマリーバランスの赤字の影響を受け約1億5千万円、それぞれ増額となります。

また、扶助費は、制度改正や児童手当の対象者の減少などにより約1億7千万円の減額となりますが、義務的経費全体では、約169億8千万円（前年度比約7千万円、0.4%増）を見込んでいます。

その他、特別会計への繰出金、秦野市伊勢原市環境衛生組合への分担金や消費税率10%の通年化に伴う経費が増額となるため、未来へつなぐ5つの重点事業を含む総合計画後期基本計画に位置付けた建設事業費及び前年度と同額の業務運営費（会計年度任用職員制度導入による特定職員及び臨時職員の経費を除く。）を確保しようとする場合、必要な一般財源は約333億5千万円となり、前年度に比べ、約5億5千万円（1.7%）増える見込みです。

ウ 財源不足

上記の歳入及び歳出の見通しから、行革推進プランに掲げた改革項目を確実に実施しても、令和2年度は、約14億6千万円の財源不足が生じる見込みです。

○令和2年度歳入・歳出の見通し（一般財源ベース）

※令和元年10月1日現在

区 分	元年度当初 (A)	2年度見込 (B)	増 減 (B-A)
一般財源の額	328.0億円	318.9億円	△9.1億円 △2.7%
職員給与費	76.4億円	76.8億円	+0.4億円
報酬等 (会計年度任用職員)	13.7億円	14.2億円	+0.5億円
扶助費	47.0億円	45.3億円	△1.7億円
公債費	32.0億円	33.5億円	+1.5億円
繰出金	71.0億円	71.6億円	+0.6億円
二市組合分担金	10.6億円	12.9億円	+2.3億円
建設事業費	14.2億円	16.7億円	+2.5億円
その他	3.7億円	3.1億円	△0.6億円
業務運営費	59.4億円	左と同額	0億円
計	328.0億円	333.5億円	+5.5億円 +1.7%
歳入－歳出	0億円	△14.6億円	△14.6億円

(3) 総合計画後期基本計画期間の財政見通し（一般財源ベース）

本年8月に実施した財政推計（平成28年度～令和2年度の時点修正）では、歳入は、当初推計と比べて5年間で約9億円の下方修正となりました。

これは、平成28年度から30年度までの3か年の当初推計と決算額の比較において、市税が約8億7千万円、臨時財政対策債が約5億6千万円増額したことや、令和元年度に森林環境譲与税や軽自動車税環境性能割が創設されたものの、消費税率の引上げ時期が平成29年4月から本年10月に延期されたことで、当初推計で見込んでいた地方消費税交付金が約16億3千万円減額したことによるものです。

一方、歳出は、約12億1千万円の下方修正となりました。

これは、扶助費が医療費や対象者数の増加により約4億3千万円、秦野市伊勢原市環境衛生組合分担金が残留焼却灰の除去や伊勢原工場の延命化により約15億9千万円増額するものの、繰出金が約14億8千万円、物件費などのその他経費が約15億9千万円減額することによるものです。

このような状況において、山積する課題を解決していくため、総合計画後期基本計画の最終年度である令和2年度においても、歳入では、未収金対策の強化はもとより、地域経済の活性化や財産の有効活用などによる自主財源の確保に向け最大限努力する必要があります。

また、歳出では、行革プランなどの各種計画を着実に推進しつつ、未来へつなぐ5つの重点事業を含む総合計画後期基本計画の実現に向けて、「選択と集中」を強化し、限りある財源を真に必要な事業に充てる必要があります。

2 予算編成に当たっての基本方針

前述の国の動向や本市の財政状況を踏まえたうえで、次の3点を令和2年度予算の編成に当たっての基本方針とします。

(1) 重要施策の着実な推進と予算の重点配分

総合計画「HADANO2020プラン」の最終年度として、本市が目指す都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」の実現に向けて、重要施策をスピード感を持って実行するとともに、その効果や成果の検証を行い、新総合計画を見据えて取り組みます。

また、令和元年度予算において創設した「秦野みらいづくり特別枠」である「表丹沢魅力づくり」、「4駅周辺のにぎわい創造」及び「産業利用促進ゾーン等の整備」の3つの取組については、組織横断的な連携による相乗効果が見られるため、引き続き、予算を重点配分します。

なお、この定量的な効果や目標値については、令和元年度における事業実施状況等を踏まえて、適宜、見直すこととします。

(2) 行財政改革と公共施設再配置の推進

これまで、事務事業の見直しや財産の有効活用など、歳入の増加や歳出の削減に向けて積極的に行財政改革を実施するとともに、公共施設の再配置に関する取組を推進することで、計画的かつ安定的な財政運営に努めてきました。

今後も、持続可能な財政運営を維持し、総合計画に掲げた事業を実施するためには、行革プランや再配置計画に掲げた窓口業務の委託化や指定管理者制度の導入などの改革項目を実行し、それぞれの目標を確実に達成するとともに、複雑多様化する行政課題に対し、A I の技術活用など新たな手法を検討する必要があります。

各部局等においては、行革プラン及び再配置計画に掲げた改革項目を反映した予算要求を行うとともに、令和3年度以降の次期プランや計画に向けて、評価や課題の抽出、対応策の検討等を行うこととします。

(3) 健全財政の維持

地方の財源不足を補う普通交付税は、本市では、その約半分が臨時財政対策債に振り替えられています。これは、国の制度上の問題であるため、政府の責任において地方交付税の財源確保を求めています。多額な市債の発行は、財政構造の硬直化を招くため、その計画的な活用に努め、実質収支の確保と財政調整基金の適正な現在高を維持するなど、引き続き、健全財政を維持していくこととします。

人口減少下にあっても、65歳以上の高齢者人口は、今後20年は増えると予測されていることから、社会保障費の増加傾向が続くほか、社会構造の変化等により新たな行政需要に対応するため、自主財源の確保が不可欠です。

そこで、これまでの未収金の解消や徴収率の向上、地場産業の支援・育成や企業誘致による雇用創出など、将来を見据えた経済の活性化対策に加え、固定資産税の対象となる資産の適切な把握、市税等の電子マネー決済の導入などの取組を進めることとします。

また、公共施設及びイベント時におけるネーミングライツ、クラウドファンディングによるふるさと寄附金の活用などの自主財源の拡大にも引き続き取り組むこととします。

3 予算編成の基本的注意事項

令和2年度予算は、前述の基本方針のもとに編成しますが、新総合計画を見据え、各部等においては、全ての事業において、PDCAサイクルによる事業目的・指標の再確認や事業効果の検証を徹底し、必要な改善（延期、休止、廃止、横断的な取組を含む。）を加えたうえで、事業全体の再構築を図り、次に掲げる事項に注意し、適切な予算見積りを行うこと。

(1) 一般的事項

扶助費などの義務的経費や各特別会計への繰出金、建設事業費の要求額は、原則として、総合計画に係る財政推計値をそれぞれ上限とすること。特に、建設事業費は、限られた財源を優先的・重点的な事業に配分するため、必ず事業の優先順位付けを行うとともに、その理由を明確にすること。

業務運営費は、部等全体の一般財源ベースで、対前年度7%を削減目標とし、部等内での事業の廃止、改善等により目標達成を図ること。

予算要求は、必ず、この範囲内で行うこととし、単に事業ごとの一律削減を行うのではなく、「必要性」「有効性」「効率性」「類似性」等の視点から、全ての事務・事業を再点検し、緊急度や優先度に基づくメリハリのある要求を行うこと。なお、再点検に当たっては、期限を定めるほか、目標値・指標等を設定し、効果の検証と改善が客観的に行えるようにすること。

新規事業を要求する場合は、必要性を厳しく見極め、財源確保策を示すとともに、スクラップアンドビルドの観点から、既存事業の廃止・再構築を前提とし、後年度に生じる負担への対応も明らかにしたうえで必要な経費を見積もること。

また、前例にとらわれない新たな発想、工夫を加え、幅広いプロモーションの展開などにより企業等からの寄附金や協賛金、広告収入など、積極的な財源確保に取り組むこと。

(2) 歳入増収策

ア 市税

総合計画や行革プランに定めた徴収率の目標達成に向けて、最善の努力を払うことを前提に、課税客体の完全な捕捉と課税の適正化に努めながら、積極的かつ的確な収入見込額を見積もること。特に、滞納に対しては、現年課税分への早期対応、滞納繰越分は、厳正な滞納整理手法による徴収努力を尽くした見積額とすること。

イ 使用料及び手数料

使用料や手数料の金額は、利用者の問題だけではなく、非利用者の税負担との問題でもあります。行政サービスのコスト等を正確に把握するとともに、負担の公平性確保や受益者負担の原則にのっとり、サービスに応じた適正な水準に改定すること。

また、改定した使用料の効果を検証したうえで、施設利用率の向上、収納率の改善など、目標額を定めた、積極的かつ具体的な増収策を検討するとともに、減免制度が正しく運用されているか、その基準が適正であるか、改めて検討すること。

ウ 国・県支出金

国や県の予算編成や補助制度の動向について、積極的に情報を収集し、柔軟かつ的確に予算編成に反映すること。また、複数の課で活用が見込まれる補助金等については、関係課及び財政課への情報提供を行うこと。

国・県の補助事業を要求するに当たっては、主体的に選択をしたうえで活用を図ることとし、補助事業であることを理由に安易に予算化を行い、結果として後年度にわたって多額の一般財源負担を招かないように留意すること。

国・県支出金等の交付基準に基づく要望を行い、基準を下回る内示となった場合については、国や県に対し、直接働きかけるなど、積極的な対応に努めること。なお、廃止又は縮減された場合は、見直しの機会と捉え、市費での肩代わりは行わないこと。

エ 財産収入

本市が所有する財産や権利などの現況を的確に把握し、効率的に活用するとともに、財産貸付料の適正化を図ること。特に、遊休地などの未利用財産のうち、事業化が見込めない土地は、積極的に処分し、あるいは貸し付けるなど、必ず何らかの収入確保に努めること。

オ 貸付金元金収入

負担の公平性を確保する観点から、貸付金は、返納率の向上に向けて積極的に取り組むこと。

カ その他の歳入

各部等が創意工夫を図るとともに、他団体や民間等が実施している歳入確保策を参考とするなど、積極的な財源確保を図ること。

また、歳入全般をきめ細かく洗い直すことにより、既成概念を払拭し、可能な限りの財源を確保すること。

(3) 歳出削減策

ア 人件費

今後、市民に新たな負担を求めていく場合の前提には、市民の理解と信頼を得るための努力が欠かせないことから、引き続き、給与制度及び組織の見直しや人員の適正化が必要であるとの認識に立って、人件費を削減するよう取り組むこと。

また、再任用職員の採用は、関係部署と業務量や勤務形態等についての調整を図り、その必要性を十分に精査すること。

イ 会計年度任用職員の経費

令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されるため、これまでの特定職員・臨時職員は、パートタイム会計年度任用職員とし、任用は必要最小限の人員及び期間とすること。

また、報酬、期末手当、費用弁償、社会保険料、雇用保険、健康診断委託料等の計上について、適切に対処すること。

ウ 物件費

節減合理化を継続し、前年度の実績などによる安易な計上は厳に慎み、徹底した見直しを行うこと。

(ア) 需用費

事務使用物品などの購入は極力見合わせることにし、購入する場合には、補助事業を最大限に活用すること。

また、P P Sの導入や省エネ機器への変換により、光熱水費の積極的な削減に取り組むこと。

(イ) 委託料

単価の据置き、減額や数量の見直しなどにより、徹底した節減合理化を図ること。

また、指定管理者制度やN P O等の活用にあたっては、導入後の効果やトータルコスト等を十分に検証し、より適正なものとなるよう精査すること。

エ 扶助費

各種の市単制度は、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性などに照らして妥当な制度であるか、将来にわたって

持続可能な制度であるかなど、本市財政の現状と将来の見通しを踏まえた十分な検討及び見直しを行うこと。特に、新規事業を要求する場合は、既存事業の廃止・再構築を行うこと。

オ 施設の維持管理費

公共施設の改修や修繕は、利用者の安全確保の観点から優先順位を付けて、中長期的な計画を立てたうえで実施すること。

また、維持管理費を計上する場合であっても、その費用対効果を客観的に比較・検証したうえで、必要最小限の経費とすること。

カ 補助金・交付金

施策上の必要性や公益性等を点検するとともに、対象とする事業の現状や目標とする状態、補助による効果を明らかにしたうえで、次の点について留意して要求すること。

- (ア) 団体補助にあつては、一定の余剰金が生じているときは、補助金の削減等を検討するとともに、自立した団体運営となるよう検討・調整を行うこと。
- (イ) 補助の目的や性質等を踏まえ、終期又は見直し時期を必ず設定すること。
- (ウ) 負担の公平性確保の観点から、市税などを滞納している対象者には、交付を制限すること。
- (エ) 補助以外による方法がより効果的であるときは、事業委託等への切り替えを検討すること。

キ 貸付金

必要性、貸付効果などを十分に検証し、必要最低限の金額とするとともに、必要に応じ適正な利子を設定すること。

ク 各種協議会負担金

加入の必要性を十分に検討し、メリットが説明できないものは脱会するなど、整理合理化を図ること。

ケ 環境への配慮

気候変動等の環境対策の一環として、グリーン購入や新エネルギー・省エネルギー機器への更新など、環境に配慮した見積りに努めること。

コ 特別会計・企業会計

独立採算が前提であることを踏まえ、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう、事業運営方法などを抜本的に見直すこと。

また、公平性の観点から、収入に応じた負担を適正に求めるなど、自己財源を積極的に確保するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化により、一般会計からの繰出金を削減すること。

サ その他の歳出

前年度予算計上額以下に抑えることを基本とし、増額又は新たに計上する場合は、特定財源の確保又はそれに見合った一般財源ベースの事業費を減額し、必要な財源を確保すること。

(4) その他の注意事項

ア 市民及び議会からの指摘事項

市民及び議会からの指摘事項は、部内及び関係部課と十分協議、調整すること。特に、決算審議における指摘事項については、早急に検討すること。

イ 監査委員からの意見、要望

決算審査意見書に記載された監査委員からの意見、要望に該当する事項について、再確認すること。

ウ 市民生活における影響への配慮

市民生活に与える影響に特に配慮が必要な事業は、たとえ少額なものであっても、きめ細かな配慮を行うこと。

エ 複数部門で調整を要する事業

横断的に連携し、予算執行段階で支障を来さないよう、各部等の連携により必要な経費を漏れなく見積もること。

オ 設計額等の積算

設計額等の積算に当たっては、検算を厳格に行うとともに、業者見積りを参考とする場合は、必ず2者以上から参考見積りを徴取して、最低額を見積額に反映させること。

市内業者により履行可能な業務は、市内業者から見積りを徴取すること。

また、設計等で使用する単価は、業務内容に照らし、適正な単価を設定すること。特に委託業務は、仕様に基づく経費の積算を適切に行うこと。

カ 市内経済活性化の推進

市内経済の活性化と中小企業振興の観点から、発注・調達の対象を適切に分離・分割するなど市内事業者の受注機会の確保に努めること。

また、年間を通じて、工事量や設計・測量等の業務量が平準化するよう発注時期に配慮すること。特に、市単独工事費等（通例的な維持補修工事費、せん定、測量などの委託料等）には、引き続き、ゼロ市債を積極的に活用するとともに、新たに、債務負担行為を適切に設定することで年度をまたぐ発注に取り組むなど、発注・施工時期の平準化に努めること。

キ 条例、規則及び要綱の制定等

制度、施策及び補助金の見直しに係る条例、規則及び要綱は、法令及び予算との整合を図る必要があることから、制定及び改廃に当たっては、予算見積もりに合わせて関係部課等と十分協議のうえ、早期に立案すること。

ク 精度の高い事業計画の作成

事業計画の作成に当たっては、実施年度における変動要素を減らすため、関係機関との事前調整、事業の規模・内容の検討を十分に行うこと。正確な資料、情報等に基づく精度の高い事業計画を作成し、積算外執行や未執行を生じさせないようにすること。

ケ 予算要求額の公表

透明性の確保と説明責任を果たす観点から、引き続き、予算要求額の公表を実施する。公表内容は前年度と同様、全ての事業を公表対象とするので、十分に精査すること。

議題2

政策会議付議事案書 (令和元年10月16日)

提案課名 スポーツ推進課

報告者名 北口 慶太

事案名	「はだの丹沢クライミングパーク条例」を制定することについて	⑦ 資料 無
目的・必要性	<p>本年3月に国の地方創生拠点交付金事業に採択され、現在、県立秦野戸川公園内に建設を進めているボルダリング施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、施設の設置及びその管理に関する事項を定めるものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成31年1月 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に『都心に近い山岳スポーツの聖地』を目指すための取組方針」を策定</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 3月 県・市共同事業として申請した「『都心に近い山岳スポーツの聖地』を目指すまちづくり」が、国の地方創生拠点整備交付金の交付対象事業に決定</p> <p>令和元年8月 ・ 平塚土木事務所から、ボルダリング施設建設に伴う都市公園施設の設置・管理許可書を受理</p> <p style="padding-left: 20px;">・ ボルダリング施設新築工事（建築・機械・電気）の請負契約を締結</p>	
決定等を要する事項	<p>1 「はだの丹沢クライミングパーク条例の骨子」（資料1）を秦野市スポーツ推進審議会に諮問すること。</p> <p>2 上記1により得た答申を踏まえ、「はだの丹沢クライミングパーク条例」を制定すること。</p>	
今後の取扱い	<p>令和元年10月18日 秦野市スポーツ推進審議会に「はだの丹沢クライミングパーク条例の骨子」を諮問</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 10月 末日 秦野市スポーツ推進審議会から答申を受理</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 12月 令和元年12月第4回市議会定例会に上程</p> <p>令和2年 4月 供用開始</p>	

はだの丹沢クライミングパーク条例の骨子

令和元年10月16日

スポーツ推進課作成

1 本条例制定の目的

本条例は、神奈川県立山岳スポーツセンターと連携し、スポーツクライミング施設を一体的に運用するため、はだの丹沢クライミングパークを神奈川県立秦野戸川公園内に設置するとともに、その管理、運営等について定めることにより、市民の健康増進及び表丹沢の魅力向上並びにスポーツクライミングの普及振興を図るとともに、本市が表丹沢をフィールドとしたスポーツの聖地「はだの」として発展することを目的とする。（第1条関係）

2 名称

はだの丹沢クライミングパーク（秦野市戸川1398番地）

（第2条関係）

3 施設の内容

共用又は専用できる施設として、ボルダリング施設を置く。

（第3条関係）

4 使用料等

(1) 使用料

区分	単位等		使用料の額
共 用	1時間につき	大人	500円
		子ども	200円
	1日につき	大人	1,600円
		子ども	700円
専 用	1時間につき		7,500円

(2) 利用料

貸出物品の利用料は規則で定める。

5 使用料の減免

規則で定めるところにより、使用料を減額、又は免除する。

(第6条関係)

6 指定管理者による管理

次の業務を指定管理者に行わせることができるよう規定する。

- (1) 使用の承認並びに利用に係る料金の収受、減免及び還付に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 自主事業に関する業務

(第15条関係)

7 指定管理者候補の選定基準

- (1) 山岳スポーツセンターと連携した運営上の工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) スポーツライミングの普及振興のための自主事業のプランを用意していること。

(第18条関係)

8 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

はだの丹沢クライミングパークの概要等について

令和元年10月16日

スポーツ推進課作成

1 はだの丹沢クライミングパークの概要について

(1) 管理区域

県立秦野戸川公園内戸川広場（7,932.13㎡）

(2) ボルダリング施設

ア 構造

軽量鉄骨造1階建て

イ 延べ床面積

460.44㎡

ウ 建築面積

496.06㎡

エ 建物内設備

(ア) ボルダリングルーム

競技用ウォール及び練習用ウォール（各 H5000×W20000）を設置

(イ) その他

事務室、更衣室（男女）、トイレ（男女・みんなのトイレ）、倉庫

2 管理運営の概要について

(1) 管理運営について

施設の管理運営に関して次の事項は規則に定める。

ア 開館時間

午前9時から午後9時まで

イ 休館日

(ア) 月1回の保守点検日

(イ) 年末年始

ウ 専用使用の申請期間

使用する日の属する月の3か月前の月の初日から使用する日の5日前まで

エ 貸出物品の利用料

貸出物品	利用料の額
シューズ	200円
チョーク	100円

オ 使用料の減免

- (ア) 本市が事業支援する社会教育に係る団体又は公共的団体が、公益性のある事業のために使用するときは、免除する。
- (イ) 前号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
- (ウ) 高等学校の生徒又は大学の学生（これに準じる者を含む。）が共用で使用するときは、1時間単位で使用する場合にあっては1時間あたり200円を、1日単位で使用する場合にあっては600円を減額する。
- (エ) 市内の小学校、中学校、高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するときは、免除する。
- (オ) 前号に掲げる小学校、中学校、高等学校及び大学以外の小学校、中学校、高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するときは、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
- (カ) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。
- (キ) 国又は神奈川県が実施する事業のために使用するときは、免除する。
- (ク) 国又は、神奈川県競技団体において強化選手として指定された者であって、施設の目的を達成するために市長が必要と認めるものが使用するときは、免除する。
- (ケ) 片面のみ専用使用するときは、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
- (コ) その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。

(2) 管理運営委託について

県立山岳スポーツセンター（以下「山岳スポーツセンター」という。）の指定管理者である「公益財団法人神奈川県公園協会」に委託し、管理運

営の一本化を図る。

また、山岳スポーツセンターの指定管理期間が満了する令和4年3月以降は、本市も指定管理制度による管理運営体制に移行する方向で検討を進め、山岳スポーツセンターと同一指定管理者による体制を目指す。

3 施設の活用について

(1) クライミング教室の開催

神奈川県山岳連盟等の関係団体や、民間ボルダリングジムと連携し、初心者・初級者～上級者までの各レベルに応じた教室を定期的で開催する。

また、市民向けには、初心者教室を実費程度の負担で実施することにより、多くの市民にボルダリングを体験する機会を設け、一人で気軽にできるスポーツとして、その普及を図る。

さらに、市内の小・中学校や戸川公園利用者を対象とした教室事業、大学と連携した取組みなど、順次、その幅を広げていくことで、スポーツクライミングの裾野拡大を図る。

(2) 競技会の開催

「ボルダリング」の競技会のほか、県との連携により、「リード」、「スピード」の競技会を開催し、将来的に、複合種目の競技会が開催できるよう、関係団体等との連携により、選手を育成するとともに、競技を支える人材を育成する場とする。

(3) 東京2020大会等の事前練習の誘致

ボルダリング施設のほか、リード及びスピードの施設を一体的に活用できることや、都心からのアクセスが良いといったメリットを活かして、東京2020大会をはじめ、国内でワールドカップ等が開催される際、各国の出場選手に練習の場として使用される施設を目指す。

また、日本代表又は国内のオリンピック強化選手や県代表選手、強化選手等の練習の場としても使用される施設を目指す。

(4) 国内大会の誘致

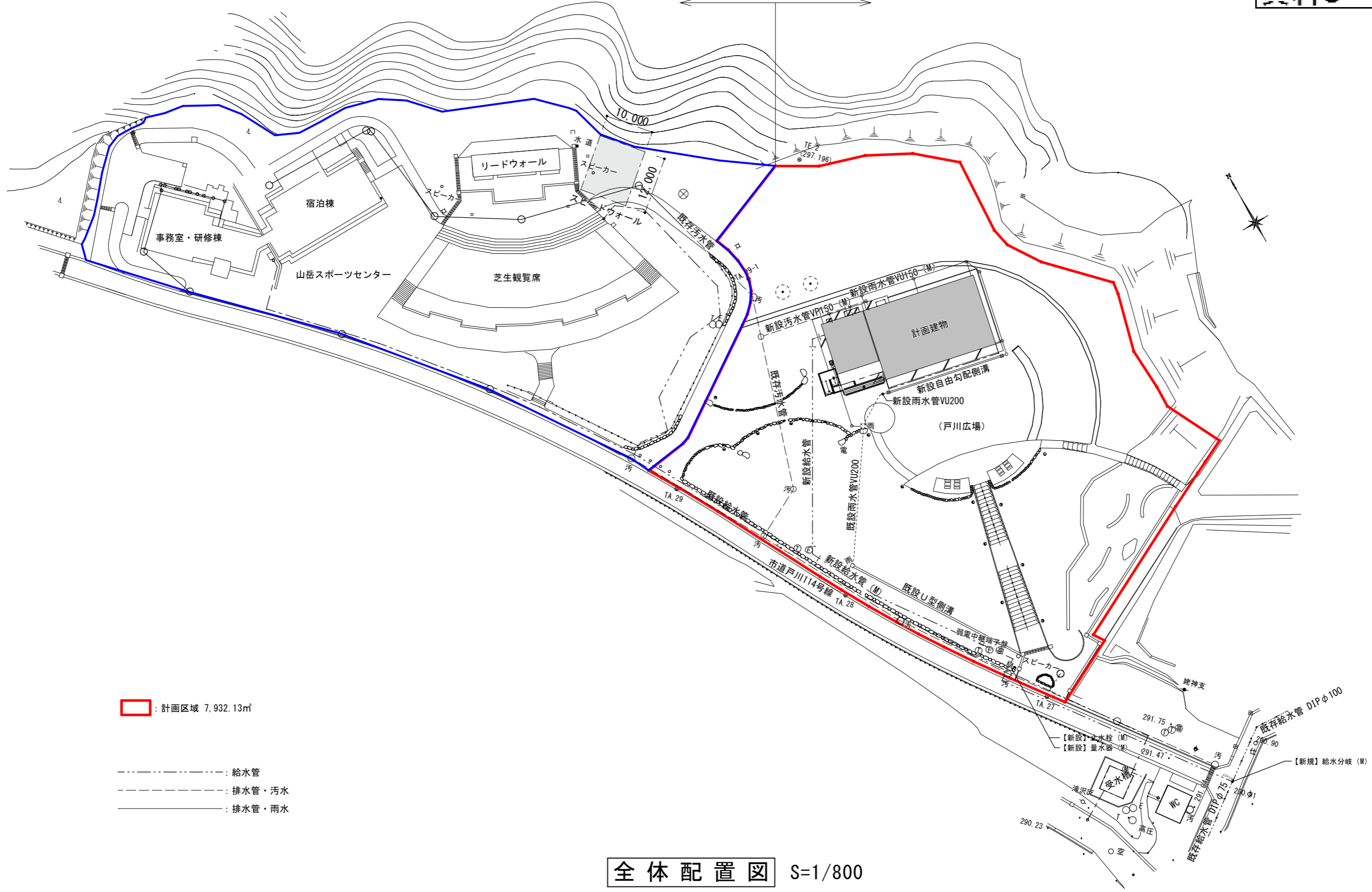
神奈川県山岳連盟との連携により、国民体育大会の関東ブロック代表選考会を兼ねて開催される「ボルダリング神奈川カップ」等の誘致に取り組むとともに、将来的には、国内トップクラスのシリーズ戦である「スポーツクライミングジャパンツアー」の開催を目指す。

4 使用料設定の考え方

近隣に同種の民間施設が多数ある中、本施設を低廉な料金に設定した場合、民業を圧迫すること、また、教室事業への講師派遣や、競技会の周知等は、民間施設との連携により取り組むことで、スポーツクライミングの普及促進、競技人口の増加につなげていく必要があることから、使用料は民間並みの料金設定とする。

一方で、市民への還元は、実費あるいは無料の教室を開催するなど、誰もが気軽に参加できるものとし、これまでクライミングを行ってことのない人々をターゲットにクライミングに親しみやすい環境をつくることで、市域におけるスポーツクライミングの裾野拡大を図る。

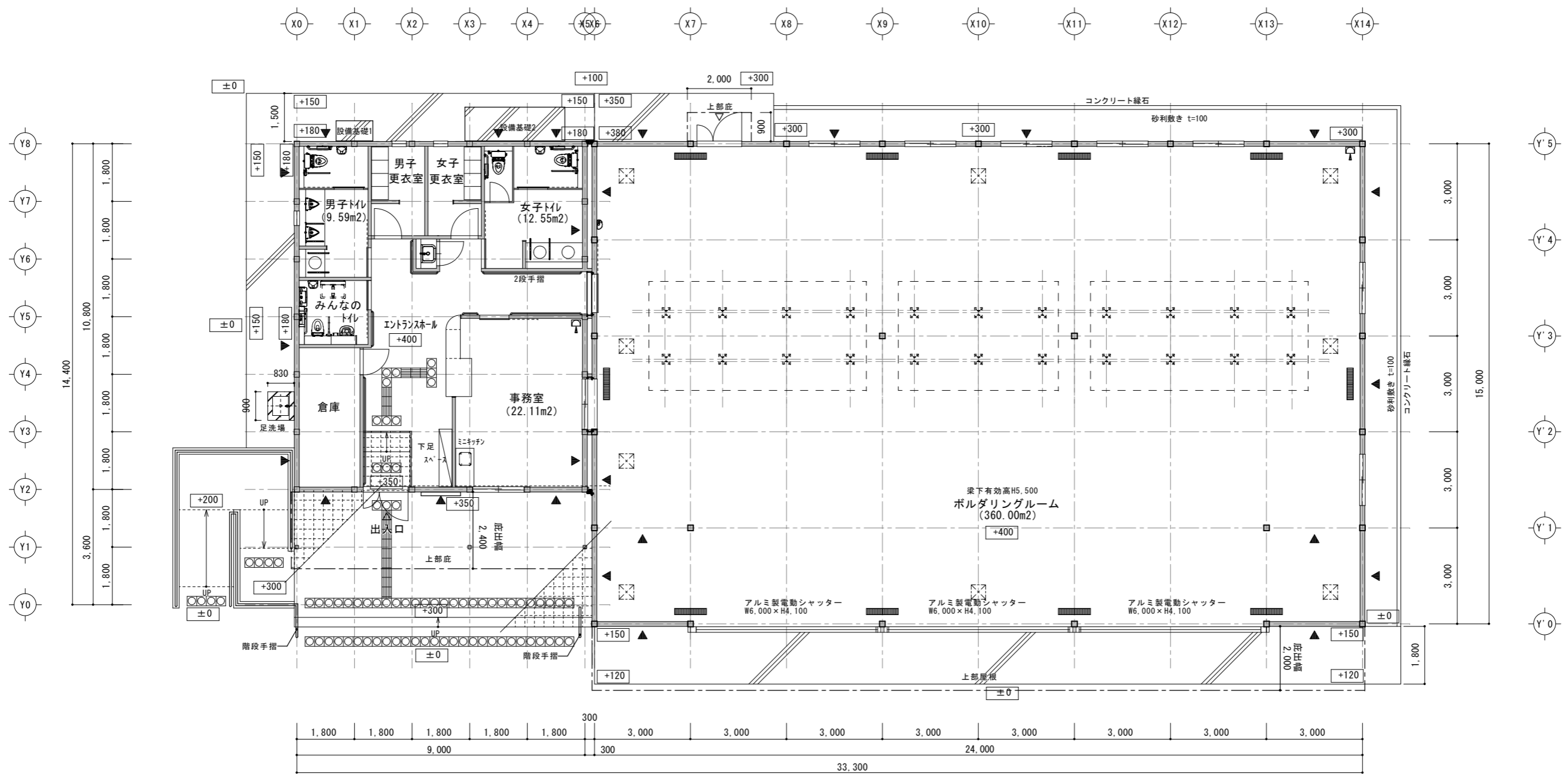
神奈川県再整備区域 秦野市整備区域



□ : 計画区域 7,932.13㎡

- : 給水管
- : 排水管・汚水
- : 排水管・雨水

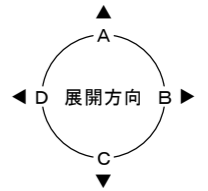
全体配置図 S=1/800

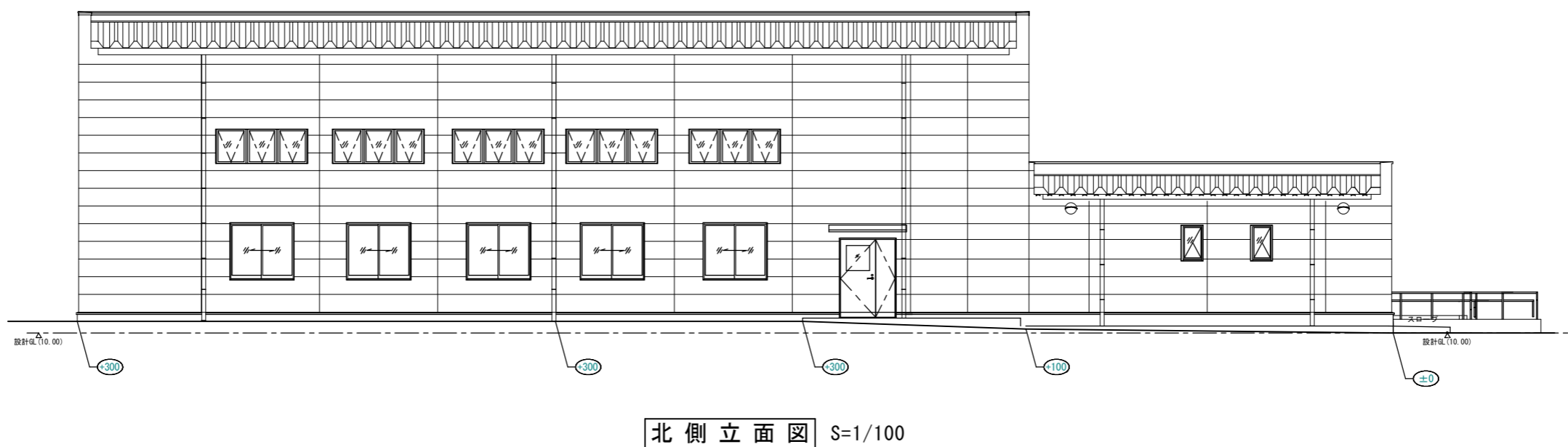
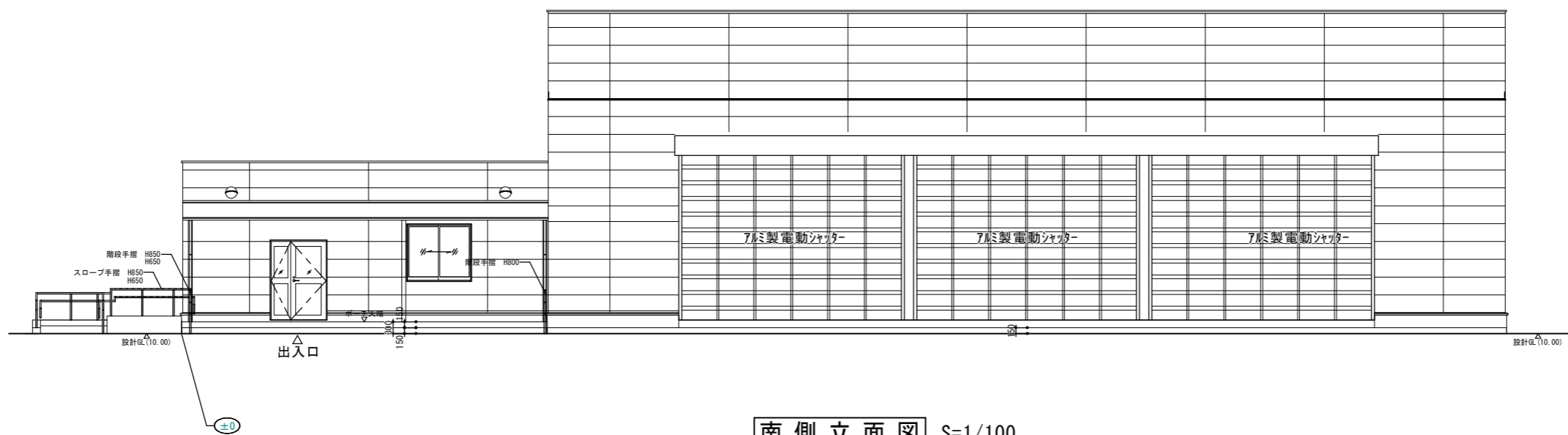


- 凡例
- ±0 KBM (10.00)=GL±0からの計画高さ
 - ▲ 鉛直ブレース
 - 床点検口
 - ☒ 蓄圧式消火器10型
 - 床換気口

注) A 2版の原因を7.1%に縮小しています。

平面図 S=1/100





① 設計図からのレベルを示す

注) A2版の原図を7.1%に縮小しています。

公営ボルダリング施設の使用料及び使用時間

★松田町町民文化センター

初回登録料		(単位:円)						
利用料金	区分	平日		休日		休館日	使用時間	
		町内	町外	町内	町外		平日	日祝
	大人	500	800	700	1,000	毎週月曜日	9時-20時30分	9時-16時30分
中学生以下	300	500	500	700				

- * 使用料は1時間当たり
- * 使用料は税別
- * 初回に限り2時間無料

★ボルダリングパークやくらいWALL(宮城県加美町)

初回登録料		(単位:円)								
利用料金	区分	平日		休日	各日共通	休館日	使用時間		その他	
		13時-17時	17時-21時				平日	土		日祝
	大人	1,000	1,400	1,700	1,700	1ヶ月フリーパス	毎週月曜日	13時-21時	10時-21時	10時-19時
学生	800	1,000	1,300	1,300	5,700					
子供	500	700	1,000	1,000	4,500					

- * 使用料は1時間当たり

★石籠クライミングパークSAIJO(愛媛県西条市)

初回登録料		(単位:円)												
利用料金	区分	個人				区分	団体						休館日	使用時間 各日共通
		市内		市外			市内			市外				
		9時-17時	17時-22時	9時-17時	17時-22時		9時-13時	13時-17時	17時-22時	9時-13時	13時-17時	17時-22時		
一般・学生	100	150	150	230	練習・大会で占 用	3,000	3,000	4,000	4,500	4,500	6,000	毎週月曜日	9時-22時	
小学生以下・ 中学生・高校 生	50	80	80	120										

- * 使用料は1時間当たり

★倉吉スポーツクライミングセンター(鳥取県倉吉市)

初回登録料		(単位:円)								
利用料金	区分	個人		団体			休館日	使用時間		その他
		終日	1ヶ月 フリーパス	区分	終日	平日		日祝		
	大人	700	6,000	非営利	入場料等不徴収	3,000	年末年始	12時-21時	9時-20時	・レンタルシューズ: 200 ・レンタルチョーク: 100
学生等	500	4,300	営利	入場料等徴収	4,000					
				入場料等不徴収	7,000	入場料等徴収				

★岩手県営運動公園登山競技場(岩手県盛岡市)

初回登録料		(単位:円)		
利用料金	区分	終日	休館日	使用時間
	学生	200	日	

- * 使用料は1時間当たり

(参考) 県立山岳スポーツセンター(神奈川県秦野市)

初回登録料		(単位:円)		
利用料金	区分	9時-12時	13時-17時	休館日
	専用(1面)	4,710	6,290	月曜日

(参考) 県立秦野戸川公園諏訪丸駐車場

		土日・祝日		平日	
利用料金	区分	普通車	中型車以上	普通車	中型車以上
		30分以内	0	0	0
	2時間まで	320	630	100	310
	2時間~10時間	530	850	200	410
	10時間以上	1060	1690	410	810